

事務連絡  
令和3年5月16日

各都道府県入札契約担当部局長 殿  
各指定都市入札契約担当部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置等を実施すべき区域の変更  
(令和3年5月14日)に伴う工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言等を踏まえた工事及び業務の対応については「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置等を実施すべき区域の変更及び期間の延長(令和3年5月7日)に伴う工事及び業務の対応について」(令和3年5月12日付け事務連絡)等により、適切な対応をお願いしてきたところです。

令和3年5月14日に、政府対策本部長より、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置を実施すべき区域(以下「緊急事態措置区域」という。)について、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県の1都2府3県から北海道、岡山県、広島県を含む1都1道2府5県に拡大する公示がなされ、拡大された緊急事態措置区域については同5月16日から5月31日まで緊急事態措置を実施することが決定されるとともに、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置を実施すべき区域(以下「重点措置区域」という。)について、北海道、埼玉県、千葉県、神奈川県、岐阜県、三重県、愛媛県、沖縄県の1道7県から、北海道を除き、群馬県、石川県、熊本県を加えた10県に変更する公示がなされ、追加された重点措置区域においては、同5月16日から6月13日までまん延防止等重点措置を実施することが決定されたところですが、令和3年5月12日付け事務連絡等の内容を踏まえ、引き続き適切なご対応を宜しく申し上げます。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の関係市町村(指定都市を除く。)に対しても、周知を宜しく申し上げます。